

「特別試験研究費税額控除制度」に係る試験研究機関等の試験研究費の額の  
認定の手續に関する共同告示の制定について

令和 5 年 3 月  
産業技術環境局  
技術振興・大学連携推進課

1. 主旨

- 研究開発税制の特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）を利用するために必要な手續きについて告示の制定を行うもの。

2. 概要

- 「特別試験研究費税額控除制度」は、企業等が国の試験研究機関、大学等との共同研究・委託研究を行った場合において、これに要した費用について所得税又は法人税の税額を控除する制度。
- 共同研究・委託研究のうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する試験研究機関等と実施した場合には、租税特別措置法施行規則の規定に基づき、試験研究に要した費用の額について当該試験研究機関等の長又はその所管省庁の地方支分部局の長の認定を要することとしている。
- 告示は第一号～第四号と合計 4 件あり、その適用関係は以下のとおり。

		申請者	
		法人	個人
研究 形態	共同研究	第一号告示	第二号告示
	委託研究	第三号告示	第四号告示

- 個人又は法人が当該試験研究に要した費用の認定に関する手續き等を定める告示について、以下改正を行う。
  - 1) 令和 5 年度税制改正に伴い、租税特別措置法等の改正内容の一部は、施行期日が令和 5 年 4 月 1 日からと定められており、以下の告示において引用している租税特別措置法等に文言について変更等が生じることから、所要の改正を行う。

告示	手續き	租税特別 措置法	改正後（新）	改正前（旧）
告示 1 号	試験研究機関等との 共同試験研究に係る 認定手續き（法人税）	施行令	第 27 条の 4 第 24 項第 1 号	第 27 条の 4 第 32 項第 1 号
		規則	第 20 条第 25 項第 1 号	第 20 条第 37 項第 1 号
告示 2 号	試験研究機関等との 共同試験研究に係る 認定手續き（所得税）	施行令	第 5 条の 3 第 10 項第 1 号	第 5 条の 3 第 11 項第 1 号
		規則	第 5 条の 6 第 22 項第 1 号	第 5 条の 6 第 22 項第 1 号
告示 3 号	試験研究機関等との 委託試験研究に係る 認定手續き（法人税）	施行令	第 27 条の 4 第 24 項第 7 号	第 27 条の 4 第 32 項第 7 号
		規則	第 20 条第 25 項第 2 号	第 20 条第 37 項第 2 号
告示 4 号	試験研究機関等との	施行令	第 5 条の 3 第 10 項第 7 号	第 5 条の 3 第 11 項第 7 号

委託試験研究に係る 認定手続き(所得税)	規則	第5条の6第22項第2号	第5条の6第22項第2号
-------------------------	----	--------------	--------------

2) 「試験研究」の対象の明確化を行うため、以下の告示において文言の修正を行う。

告示	手続き	改正箇所	改正後(新)	改正前(旧)
告示2号	試験研究機関等との 共同試験研究に係る 認定手続き(所得税)	第一条 第一項	当該共同試験研究	当該試験研究
		第一条 第二項	当該共同試験研究	当該試験研究
		第二条	共同試験研究	当該試験研究
告示4号	試験研究機関等との 委託試験研究に係る 認定手続き(所得税)	第一条 第一項	当該委託試験研究	当該試験研究
		第一条 第二項	当該委託試験研究	当該試験研究
		第二条	委託試験研究	当該試験研究

※告示1号及び3号については、令和4年4月1日施行の改正告示において所用の改正を実施済み

3) 令和3年4月1日付けで科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令が改正(令和2年11月11日政令319号)され、試験研究機関等が拡大されたことから、当該追加機関を所管する省庁を共同告示省庁に加える。(内閣府及び法務省を追加)

改正後(新)	改正前(旧)
内閣府 国家公安委員会 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	国家公安委員会 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省

### 3. スケジュール(予定)

官報掲載日 令和5年 3月31日(金)  
施行日 令和5年 4月1日(土)

以上

<参照条文>

## 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～7（略）

8 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験又は研究（以下単に「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の二に規定する機関

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

三 内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

四 行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）

9～16（略）

## 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第五条の三（略）

2～9（略）

10 法第十条第八項第七号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 次に掲げる者（以下この項において「特別研究機関等」という。）と共同して行う試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等

ロ 国立研究開発法人

ハ 福島国際研究教育機構

二～六（略）

七 特別研究機関等に委託する試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

八～十四 (略)

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の四 (略)

1～23 (略)

24 法第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 次に掲げる者（以下この項において「特別研究機関等」という。）と共同して行う試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二条第八項に規定する試験研究機関等

ロ 国立研究開発法人

ハ 福島国際研究教育機構

二～六 (略)

七 特別研究機関等に委託する試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

八～十四 (略)

## 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）（抄）

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)

第五条の六 (略)

2～21 (略)

22 施行令第五条の三第十一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた年分の確定申告書に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第五条の三第十項第一号に掲げる試験研究 法第十条第七項の規定の適用を受けようとする個人の申請に基づき、当該個人の各年分の同条第八項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第五条の三第十項第一号に規定する契約又は協定において当該個人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る施行令第五条の三第十項第一号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法（平成十一年法律百三十三号）第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金額

二 施行令第五条の三第十項第七号に掲げる試験研究 法第十条第七項の規定の適用を受

けようとする個人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金額

### 三 （略）

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）

#### 第二十条 （略）

#### 2～24 （略）

25 施行令第二十七条の四第二十五項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第二十四項第一号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度と同条第十九項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第一号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金額

二 施行令第二十七条の四第二十四項第七号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金額

### 三 （略）